

福山市立大学 大学案内 2028 作成業務 仕様書

1 委託業務名

福山市立大学 大学案内 2028 作成業務

2 業務の目的及び概要

福山市立大学の独自性・魅力を強くアピールし、受験者・入学者の増加を図ることを目的とし、大学案内を制作・印刷製本する。

併せて、2027年4月に情報工学部が新設され、本学がこれまでの2学部体制から3学部体制へと発展することを踏まえ、大学全体の新たな構成や将来像が的確に伝わる内容とする。

3 主要ターゲット

- (1) 受験生及びその保護者
- (2) 高等学校進路指導担当者

4 委託業務の内容

(1) 制作

- ア 大学案内作成等におけるコンセプトの提案
- イ 編集・打ち合わせ
- ウ デザイン・レイアウトの企画立案
- エ 原稿作成
- オ 取材（学生インタビュー、卒業生インタビュー、各学部への取材等）
- カ 校正
- キ 版下データ作成
- ク 色校正

ケ 情報工学部が2027年4月に設置されることを踏まえ、設置直後から年次進行に伴って学生数や教育研究活動、学修成果等が段階的に充実していくことを想定し、今後4年間（「大学案内2029・2030・2031・2032」）において、掲載内容の拡充や重点の変化を反映させるための企画案（構成、レイアウト、色彩等）を示すこと。

コ 大学案内のページ数が従前（48ページ）より削減される一方で、情報工学部の新設により掲載内容が増加することを踏まえ、紙面構成の最適化および他媒体（Webサイト、動画、SNS等）との連携を含む情報提供方法の提案を行うこと。限られたページ数の中で大学の魅力が十分伝わる編集・デザイン上の工夫を示すこと。

(2) 印刷製本

- ア 制作した大学案内冊子を13,500冊印刷
- イ 梱包、納品

5 大学案内 2028 の仕様

- (1) 規格 A4 版
- (2) ページ数 表紙・裏表紙、本文 40 ページ程度
- (3) 紙質 紙質については提案に委ねるので最適なものを提案すること。
- (4) 色 4 色刷り

6 留意事項

- (1) 校章やロゴの扱いについては、別に貸与する“Fukuyama City University Basic Design Manual”の規約を順守すること。
- (2) 既存の資料、写真、図については本学が提供する。そのほかデザイン上必要となるものは受託者が用意すること。
- (3) 記事は正確で、かつ生き活きとしたものでなければならない。そのような記事を作成するため、受託者はライターを起用し、丁寧な取材をすること。
- (4) 編集にあたっては大学側と事前協議ならびに途中協議を行いながら進めること。
- (5) 撮影日数は5日間程度とする。
- (6) 本契約において委託する業務の範囲は、2027年6月30日までに大学案内2028を作成することに限定されるものであり、以降の大学案内の制作または改訂業務について契約を約束するものではない。

ただし、大学案内については、原則として数年間は大幅な改訂を行わず、年次進行に伴い掲載内容の小規模な更新を行うことを想定している。このため、次年度以降に想定される更新の内容、作業範囲及びそれに要する概算費用（1ページ当たりの基本費用のほか、撮影や取材（ライター）による追加費用等）について、提案時に示すこと。

7 業務場所

福山市立大学、受注者の事業所内及び福山市立大学が指定した場所

8 業務履行期間

契約日から2027年（令和9年）6月30日まで

9 成果物

- (1) 大学案内 2028 電子データ
 - ・形式：InDesign 形式等、Illustrator 形式（アウトライン版、アウトライン無し版の両方）、PDF 形式
 - ※アウトライン無し版については、文字編集可能な状態で納品すること。
 - ・媒体：DVD または USB メモリ
 - ・部数：正副 2 部

(2) 各種原稿等

- ・取材・撮影・イラストレーション等構成に利用した素材等の電子データを納品すること。

(3) 段ボール箱または包み紙にて梱包済の印刷物 13,500 冊

- ・段ボール箱にて梱包する場合、段ボール箱のサイズは H250 mm×W250 mm×D300 mm とし、側面に表示を貼付する。
- ・包み紙にて梱包する場合、50 部ずつ詰める。
- ・各梱包の個数については別途指定する。

10 成果物の納品期日及び場所

(1) 納品期日

2027 年（令和 9 年）6 月 11 日（金）まで

(2) 納品場所

〒721-0964 広島県福山市港町二丁目 19 番 1 号

福山市立大学事務局学務課 3 階倉庫（納品箇所は 1 か所）

電話 084-999-1113

11 その他

- (1) 本業務の履行に係るデータ及び成果物に係る著作権は、原則として全て発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本仕様書に明示されていない事項であっても、必要と認められる作業は、発注者に報告のうえ、受注者の責任において実施すること。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項及び不明な点は、受注者と発注者で協議する。